

専用水道設置者 各位

札幌市保健所長

PFOS 及 PFOA の水質基準化に伴う水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について

平素より本市衛生水準の維持・向上に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 6 月 30 日付で環境省より「水道水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正について（施行通知）」（環水大管発第 2506301 号）、「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」（環水大管発第 2506305 号）の通知がありました。

同封した通知のとおり、令和 8 年 4 月 1 日から PFOS 及び PFOA が水質基準項目となりますのでお知らせいたします。専用水道設置者の皆様におかれましては、下記のとおり水質検査の実施をお願いいたします。

記

1 PFOS 及び PFOA の水質基準と検査頻度

PFOS 及び PFOA が令和 8 年 4 月 1 日から水質基準項目となります。基準値は PFOS 及び PFOA の合算値として 50ng/L 以下です。給水栓水の検査頻度はおおむね 3 か月に 1 回以上が基本となりますが、次項の通り水質基準化前の PFOS および PFOA の検査結果を元に検査回数を軽減できる措置があります。

2 令和 7 年度までに実施した水質検査結果による軽減措置について

専用水道設置者が施行日（令和 8 年 4 月 1 日）より前に給水栓水の PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した場合、その検査結果を元に令和 8 年度以降の水質検査の頻度を軽減できる場合があります（別添資料 3）。なお、環境省のフォローアップ調査に伴う水質検査結果報告を 8 月 22 日までの期限でお願いしているところですが、それ以降の検査であっても令和 7 年度までに行った検査結果であれば、水質検査頻度軽減の判断根拠として利用可能です。

また、前回お送りした通知文では、判断根拠として利用できる水質検査は環境省からの指示に基づき給水栓水（浄水）のみとしておりましたが、このたび環境省から「水道施設内で濃度が上昇しないと考えられる場合には、原水の結果を含めることができる」旨の通知がありました。施設の状態により、水質検査頻度軽減の判断根拠として、原水の水質検査結果も利用できる可能性がありますのでご留意ください。

なお、本件に係る環境省からの通知文及び別紙資料については札幌市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

札幌市ホームページ

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/wat_sensui.html

添付資料

(資料1) 水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について

(環境省水・大気環境局長 環水大管発第 2506301 号)

(資料2) 水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留

意事項について (環境省水・大気環境局環境管理課長 環水大管第 2506305 号)

(資料3) 施行後における PFOS 及び PFOA の水質検査の考え方(案)

(今回の通知を受けて変更箇所を加筆しています)

担当：札幌市保健所生活環境課ビル衛生係
柴田、鈴木

TEL 011-622-5165

FAX 011-622-7311

e-mail biru-eisei@city.sapporo.jp